

北海道告示第10227号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成31年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第3022号	炭酸カルシウム肥料	15.0 苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 58.0 く溶性苦土 15.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86番地	平成31年2月15日